

平成28年度 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 年度計画

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の中核的病院として、地域の医療機関と連携し、救急医療をはじめとする政策医療、住民の健康の維持及び増進など地域住民が必要とする総合的チーム医療を促進する。そのためにも診療部門や医療スタッフの質の充実に努めるなど、急性期医療や専門医療の水準の向上を目指す。

(1) 質の高い医療の提供

ア 優秀な医療従事者の確保

- ・業務に必要な優秀な医師、看護師、医療技術者等を確保する（特に放射線科、循環器内科、脳神経外科、産婦人科、整形外科、耳鼻咽喉科、内科、外科医師の確保と増員を図る。）。

イ 最適で確実な医療の提供

- ・標準治療、科学的根拠に基づいた医療の実践を推進する。
- ・各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスの作成・電子化による利用促進や定期的な検証により、医療の質の改善・向上を図る。
- ・内視鏡センターを拡充し、内科と外科が連携して最適な医療を提供する総合内視鏡センターを設置する。
- ・鳴門病院医療の特徴を発揮した医療を創設する
 - 手の外科センターの充実
手の外科を志す若手医師に研修の場を提供するとともに、体制の充実に努める。
 - 透析治療2回／日の施行
 - 糖尿病予防、治療、再発防止を目的とした集約的医療部門の創設
- ・入院患者の状況や地域の医療需要等を勘案し、鳴門病院が提供する医療のあり方を検討し実施に移す。

ウ 医療安全対策の徹底

- ・インシデント・アクシデントレポートの収集及び分析により、リスク回避方策を検討するとともに、効果の評価を行う。また、医療安全対策の再評価を行い効果を検証する。
- ・研修会や院内広報などにより、医療安全対策の情報の共有化を図り、職員の意識向上に努める。
- ・事件事例には迅速に対応、速やかに報告書を作成し、医療安全管理者に報告する。医療安全管理者は各部署の安全推進者と連携し、適切な再発防止策を講じ、医療安全の向上に努める。
- ・医薬品管理手順の遵守、薬剤師による服薬管理等を徹底し、医療安全を図る。
- ・薬剤師による入院患者の服薬管理指導を積極的に実施し、様々な入院患者に対し、分かりやすい内容で指導する。
- ・院内感染防止研修会や現場教育を行い、職員の感染防止対策実践に関する知識と技術を高める。

(2) 患者・住民サービスの向上

ア 院内環境の快適性向上

- ・病室や診療室において、患者等のプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に

努める。

- ・病院利用者に快適な環境を提供するため、院内清掃の徹底を図る。
- ・治療効果を高めつつ、より快適な入院生活が送れるよう患者の嗜好に配慮した選択メニューの充実や適温提供など病院給食の改善に努める。

イ 外来診療、検査、会計等での待ち時間の短縮

- ・受付業務の円滑化を図るとともに、患者等のスムーズな案内に努める。
- ・検査機器等の効率的な稼働により、検査待ち時間の改善を促進する。

ウ 個人情報の保護

- ・法令等に基づく個人情報や医療情報の保護、適正管理、相談体制強化、適切対応を徹底するために、診療録管理体制を整備する。
- ・徳島県個人情報保護条例に基づき、各種個人情報を適正に管理するとともに、患者本人からの開示請求手続きに対して適切に対応する。

エ 医療に関する相談体制

- ・患者相談室におけるサービス向上など、患者相談体制の充実強化に努める。
- ・患者の視点に立った医療提供に努めるとともに、医療行為時のインフォームド・コンセントの徹底を図る。

オ 来院者の意見反映

- ・ご意見箱に寄せられた意見に対し、迅速な回答と改善に努めるとともに接遇セミナー等の開催を通じ、職員の接遇向上を促進する。

(3) 地域の医療機関との連携

ア 地域医療支援病院としての機能強化

- ・地域医療機関との連携を強化し、「紹介率」、「逆紹介率」を前年度よりも1～2%上げる。

イ 地域連携クリティカルパスの整備普及

- ・がんや生活習慣病等の地域連携クリティカルパスの整備普及に努め、医療連携を促進する。
- ・急性心筋梗塞や脳卒中、大腿骨頸部骨折等のパスや新たに作成されたパスの有効性を検証し、改善・充実を図る。

ウ 退院後の療養等への支援

- ・継続した療養のための退院調整機能を強化し、退院後医療等への支援を行う。
- ・地域の介護・福祉機関との協力体制の充実を図り、患者のケアの連続性を重視した質の高い医療の提供ができるよう医療連携を推進する。
- ・地域医療連携システム等を活用し、地域の医療機関との連携強化を促進する。

(4) 救急医療の強化

- ・全診療科・部門で行う2次救急医療体制を持続する。
- ・地元医師会及び行政等と連携して地域の救急医療体制を確立し、2次救急医療機関として地域に貢献する。
- ・地域消防の救急搬送患者、連携医療機関からの救急要請患者受入率を90%以上に維持する。

(5) がん医療の充実

- ・健康管理センターでの検診を実施するなど、早期発見に努め、早期治療を推進する。

- ・内視鏡センターを拡充し、内科と外科が連携し、症例を一緒にみる総合内視鏡センターを設ける。
- ・がん診療連携推進病院として機能強化に努めるとともに、がん診療連携拠点病院との連携強化を促進する。
- ・がん医療専門医師、がん領域認定看護師による患者相談支援を推進する。
- ・医師、看護師及び薬剤師等のグループによる緩和ケア医療を推進する。
- ・専門医療従事者の養成に努める。

(6) 生活習慣病に対する医療の促進

- ・健康管理センターでの検診を実施するなど、早期発見に努め、早期治療を推進する。
- ・糖尿病の予防、治療、再発防止を目的とした集約的医療部門を作る。
- ・健康管理センターの予防検診を推進する。

(7) 産科医療や小児医療の充実

- ・産科及び小児科の診療体制の充実に努めるとともに、全診療科による支援体制を強化する。
- ・助産師外来・母乳外来等助産師による活動を維持する。

2 地域支援事業

(1) 地域医療への支援

ア 医療機器の共同利用

- ・地域医療機関との高度医療機器共同利用数が前年度の実績を上回るよう努力する。

イ 訪問看護ステーション及び居宅介護支援センター（在宅医療への支援）

- ・在宅医療推進の方向性を踏まえ、地域の関係機関と連携、情報交換等を行い在宅医療ネットワークの構築を促進するとともに、訪問看護等の支援活動の質の向上を図り、地域包括ケアの推進に努める。

(2) 地域への社会的貢献

- ・地域住民の医療意識や健康意識啓発のため、あらゆる媒体を利用し、病院利用者と鳴門病院双方向からの情報交換を推進する。
- ・病院玄関フロア「健康相談ブース」における健康相談・血圧測定等
- ・地域への出張健康相談
- ・地元小・中学校での出前授業
- ・地元小・中・高校生を対象とした職場体験（看護・薬剤・検査業務等）
- ・広報誌「鳴門病院だより」やホームページ、CATV等による病院情報（医療内容や結果等）の発信
- ・地域医師会・行政機関・地域の人々と共同セミナーや公開講座を開催する。

3 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

- ・県立3病院との災害訓練の共同実施等連携強化に向けた取り組みを推進する。
- ・県北部唯一の災害医療活動拠点であることを自覚し、災害時医療コーディネーターとしての役目を果たす。
- ・災害発生時の院内組織体制を強化するとともに、傷病者の受入体制を構築する。
- ・災害拠点病院として、地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携強化を図るとともに、院内における災害医療訓練の実施等に努める。
- ・災害発生に備えて、非常用発電装置や燃料、医薬品、診療材料、飲料水などの配備
 - ・備蓄を徹底し、病院機能の維持に努める。
- ・新型インフルエンザ等の感染症対策の強化に努める。

(2) 他地域における医療救護への協力

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の技能向上を図り、各種研修等への参加を推進するとともに、大規模災害発生時には常時出動可能な体制に努める。
- ・国や自治体を実施する広域災害医療訓練へ積極的に参加する。

4 教育研修事業

(1) 質の高い医師の養成

ア 専門的な教育や研修の充実

- ・高度な医療を提供できる医師の養成のため、先進病院や医療に関する学会等での教育研修への参加を推進するとともに、専門医における資格等の取得を促進する。

イ 臨床研修医の確保

- ・特色ある臨床研修プログラムの設定に努めるとともに、徳島県臨床研修連絡協議会への参加を促進し、臨床研修医の確保を図る。
- ・研修医を確保し、病院全体で養成に取り組む。
- ・専門医資格取得を促進・支援し、有資格者を育成する。
- ・手の外科を志す研修医を全国公募し、医師の育成を図る。

(2) 看護師等に対する教育

- ・高度専門看護の水準の向上を図るため、継続教育体制の充実に努めるとともに、専門性の高い資格・認定（認定看護師等）の取得を推進する。

【平成28年度受講予定】

認定看護管理者教育課程ファーストレベル	2名
医療安全管理者養成研修	2名
新人看護職員研修事業（教育担当者）	1名
新人看護職員研修事業（実地指導者）	3名
四国ストーリーナビリ講習会 基礎コース	2名
四国ストーリーナビリ講習会 フォローアップコース	3名
臨地実習指導者養成研修	1名

- ・新人看護師卒後臨床研修の充実を図り、看護体制の充実強化に努める。
- ・薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師等のコメディカルについて、専門性の向上に向け、研修制度の充実強化に努める。

【中央放射線部】

マンモグラフィ技術講習会
胃がん検診講習会
放射線治療講習会・セミナー
CT研究会、MRI研究会
その他各種学会、研修会等への参加
マンモグラフィ精度管理中央委員会施設認定の認定取得

【検査部】

超音波検査士
その他各種学会、研修会等への参加

【薬剤部】

糖尿病療養指導士
その他各種学会、研修会等への参加

【リハビリテーション部】

呼吸療法認定士
糖尿病療養指導士
その他各種学会、研修会等への参加

【栄養科】

がん病態栄養専門管理栄養士
その他の各種学会、研修会等への参加

- ・ 全部門において、専門性の高い資格・認定の取得支援をすることで、前年度より1人でも多くの有資格者を育成する。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 教員の計画的な養成

- ・ 臨床経験豊富で質の高い看護教員の養成に努め、研修等への受講を推進する。

イ 優秀な看護学生の確保

- ・ 高等学校等との連携強化を図り、優秀な看護学生の確保に努める。
- ・ 鳴門病院看護学校奨学金制度により、優秀な学生の確保を続ける。
- ・ 病院機能との一体的運営であることの利点を活かし、教育内容の向上を図るとともに、鳴門病院をはじめ県内の医療機関への就職を促進する。

5 調査研究事業

(1) 調査及び臨床研究の実施

- ・ 県内の医療水準の向上のため、先端医療等について研究・研修を行うとともに、各種疾患の疫学統計調査や臨床研究を実施する。
- ・ 大学等の研究機関や企業との共同研究を積極的に行い、治験や調査研究事業への積極的な参画を推進する。
- ・ 各種疾患／患者の統計をさらに充実し、病院ホームページで公開する。

(2) 診療等の情報の活用

- ・ 集積した診療情報をカンファレンス、臨床研修、研究等で活用するため診療録管理業務の充実を図り、院内診療データを集積、整理する。
- ・ 個人情報保護を原則として、蓄積された各種医療データを分析し、院内医療従事者の総合的なレベルアップを図る。
- ・ 多職種による合同カンファレンス等により診療内容を共有化し、治療成績等の公表を推進するとともに、一部を他の医療機関へ情報提供する。

(3) 保健情報及び医療情報の提供

- ・ 地域住民や患者に対し、鳴門病院の役割、蓄積された専門医療内容、地域医療機関との連携について、あらゆる方法で情報提供を行うなど普及啓発に努める。
- ・ 総合医療情報システムを活用し、蓄積された各種医療データの分析結果、専門的な医療情報や各種調査結果等を病院職員や地域医療機関、行政、地域住民に周知し、地域の医療水準の向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、業務運営の改善及び効率化に努める。

(1) 効果的な組織体制の確立

- ・地方独立行政法人制度の特徴を活かし、業務運営の改善及び効率化に努める。
- ・中期計画及び年度計画達成のため効率的で効果的な業務執行体制を構築する。
- ・病院機能及び看護学校機能の充実に努めるとともに、経営改善に一層柔軟に取り組むことができる組織体制を確立する。
- ・病院運営、経営、業務分析、評価等の基礎となる情報（病院統計、DPC医療内容、各種医療指標他）を、正確に素早く全員に供給し、その情報を元にして業務改善、仕事量軽減を考え、必要な人員を必要部署に適材配置する。

(2) 診療体制、人員配置の弾力的運用

- ・医療需要の変化に柔軟に対応するため、医師や看護師等の弾力的な配置に努める。
- ・医師事務、医療作業補助者や看護補助者を活用する。
- ・認定資格を持つ職員による職種横断的医療チームなど鳴門病院の総合力を発揮するチーム医療を実践する。

(3) 人事評価システムの構築

- ・職員の業績や能力、経験や職責などを反映した公正で客観的な人事評価制度を構築し、適正な評価による給与制度の運用に努める。

(4) 事務職員の専門性の向上

- ・事務部門等では、病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高める。
- ・病院経営強化のためにも、病院特有の事務に精通し、企業会計、医事会計、電子カルテシステム等病院内各分野に精通した事務職員を計画的に育成する。
- ・医療事務職員の専門性の向上のため、専門研修への参加を推進する。

2 業務運営方法

(1) 多様な契約方法の導入

- ・競争入札による透明性や公平性の確保に努めるとともに、民間病院や先行した地方独立行政法人の取り組みを参考に複数年契約等の多様な契約方法を導入するなど、費用の節減や事務の集約化、簡素化、迅速化を図る。

(2) 収入の確保

ア 収益力の強化

- ・新規入院の増加や適切なベッドコントロールにより病床稼働率80%以上を目指す。
- ・高度医療機器の効率的運用等により医業収益力を強化する。
- ・各科の医療内容をDPCの側面で分析評価し、最適医療を実践する。
- ・診療収入の確保に繋がる施設基準について、体制整備等を行い、速やかに届け出等を行う。

イ 未収金の発生防止等

- ・診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止及び早期回収に努める。
- ・入院患者に対する退院時請求・支払が行える体制を強化させるとともに支払に関する相談に応じる体制も確保する。やむをえず未収金となった場合には、支払計画の作成を促すとともにその履行を確認し、早期の督促、催告を実施する。あわせて、回収が困難と見込まれる未収金については、債権回収業務（弁護士等）にその処理を委託し効果的、効率的な未収金回収に努める。

(3) 費用の抑制

- ・県立3病院との間で、医薬品・診療材料共同購入をできる限り推進する。

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用率80%以上を目指す。
- ・支出削減推進チームを設け、支出削減策を企画・実施する。

第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標の期間の最終年度までに、経常収支比率100%以上及び職員給与対医業収益比率低減を目指す。

1 予算(平成28年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	6,668
医業収益	6,008
その他医業収益	660
営業外収益	343
運営費負担金収益	107
その他営業外収益	236
資本収入	900
短期借入金	900
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	7,911
支出	
営業費用	6,742
医業費用	6,728
給与費	4,366
材料費	1,346
経費	970
研究研修費	46
一般管理費	14
営業外費用	6
資本支出	1,120
建設改良費	220
その他資本支出	900
その他の支出	0
計	7,868

(注) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

予 算：地方独立行政法人の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、
 県の予算会計に該当するもの

2 収支計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	6,743
医業収益	6,008
その他医業収益	631
資産見返負債戻入	75
補助金収益	29
営業外収益	342
運営費負担金収益	107
その他営業外収益	235
臨時利益	1
計	7,086
費用の部	
営業費用	7,022
医業費用	7,008
給与費	4,366
材料費	1,346
経費	970
減価償却費	280
研究研修費	46
一般管理費	14
営業外費用	5
臨時損失	1
計	7,028
純利益	58
目的積立金取崩額	0
総利益	58

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

収支計画：地方独立行政法人の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

3 資金計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	7,011
診療業務による収入	6,578
運営費負担金による収入	107
その他の業務活動による収入	326
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	900
短期借入による収入	900
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	2,373
計	10,284
資金支出	
業務活動による支出	6,748
給与費支出	4,380
材料費支出	1,346
その他の業務活動による支出	1,022
投資活動による支出	220
有形固定資産の取得による支出	180
無形固定資産の取得による支出	40
財務活動による支出	900
短期借入金の返済による支出	900
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	2,416
計	10,284

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

資金計画：地方独立行政法人の業務運営上の資金収入・資金支出、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

900百万円

2 想定される事由

- ・賞与の支給等、資金不足が生じた場合の対応
- ・偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

予定なし（7千万円以上の不動産（土地2万㎡以上）等）

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院建物の整備・修繕及び医療機器等の購入また人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

施設及び設備の適切な維持補修に努めるとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的な整備に努める。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

- ・職員間のコミュニケーションを図るため、職員交流行事を充実させる。
- ・メンタルヘルス対策の充実と復職支援体制を充実させる。
- ・ハラスメントのない良好な職場環境づくりをめざし、相談及び苦情等に対応する体制を充実する。

(2) 就労環境の整備

- ・職員の専門的能力が十分に活用し、効果的な業務運営を行うため、職員の事情に応じて、その能力を発揮できるような柔軟な勤務形態に努める。
- ・勤務時間の設定や時間外勤務時間の縮減など、適切な労働時間の管理に努める。
- ・定期健康診断の受診を促進するなど、職員の健康管理対策の充実を努める。
- ・院内保育所の円滑な運営など、育児支援制度の充実を図るとともに、看護師の7対1体制の維持に努める。

3 積立金の処分に関する計画

予定なし